

施行 平成 28 年 4 月 1 日

島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領

(通 則)

第 1 条 この実施要領は、島根県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱及び島根県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業承継新事業活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(本事業の目的)

第 2 条 本事業は、中小企業者の事業承継を契機とした体制整備及び新たな取組に要する経費を補助することにより、事業承継及び事業承継後の後継者による経営基盤の確立を促し、もって地域経済の基盤となる小規模・中小企業者の事業維持に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に掲げる者であつて、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。
- (2) この要領において「補助事業者」とは、本事業に係る補助金の交付決定を受けた商工会議所、島根県商工会連合会又は島根県中小企業団体中央会をいう。
- (3) この要領において「助成事業」とは、補助事業者からの助成の対象となる事業をいう。
- (4) この要領において「助成事業者」とは、助成事業を行う中小企業者をいう。
- (5) この要領において「後継者」とは、本事業の公募開始日の 2 年前から公募開始日の前日までの間に事業承継により既に事業を引き継いだ者をいう。
- (6) この要領において「後継予定者」とは、本事業の公募開始日から公募開始日の 10 年後までの間に事業承継により事業を引き継ぐ予定の者をいう。
- (7) この要領において「新事業活動」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第 2 条第 6 項に定める新事業活動をいう。

(実施機関)

第 4 条 助成事業に対する支援は、商工会議所、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会及び公益財団法人しまね産業振興財団（以下「実施機関」という。）が実施する。

2 実施機関のうち、補助事業者は、助成事業に要する経費について、補助金の範囲内において助成金（補助事業者が助成事業者に交付する助成金をいう。以下同じ。）を交付する。

(助成事業の区分及び内容)

第5条 助成事業の事業類型及び事業区分は、次表のとおりとする。

事業類型	事業区分
体制整備型	事業承継計画策定・実施事業
	人材育成事業
経営革新型	事業承継計画策定・実施事業
	新商品新サービス開発・収益力強化事業
	販路開拓事業
	人材育成事業

2 前項の事業類型及び事業区分の内容は、次のとおりとする。

(1) 体制整備型

中小企業者が、後継予定者を中心とした経営体制を整備するために、経営者又は後継予定者を中心として取り組む次の事業

ア 事業承継計画策定・実施事業

事業承継計画の策定及び実施（事業承継に必要な行政手続き、後継予定者の育成等）並びに後継予定者を中心とした経営方針（経営理念、経営戦略、経営計画、体制整備計画等をいう。以下同じ。）の策定を行う事業

イ 人材育成事業

後継予定者を中心とした経営体制構築のため、社内の幹部人材を育成又は確保する事業

(2) 経営革新型

中小企業者が、経営の維持又は向上を図るために、後継者又は後継予定者を中心として取り組む新事業活動又は事業承継計画の策定若しくは実施であつて、次に掲げる事業。ただし、次のイ、ウ又はエのいずれかを含む取組とする。

ア 事業承継計画策定・実施事業

事業承継計画の策定及び実施（事業承継に必要な行政手続き、後継者又は後継予定者の育成等）並びに後継者又は後継予定者を中心とした経営方針の策定を行う事業

イ 新商品新サービス開発・収益力強化事業

新事業活動により新商品若しくは新サービスの開発を行う事業又は収益力の強化を図る事業

ウ 販路開拓事業

新事業活動に伴う販路開拓を行う事業

エ 人材育成事業

新事業活動に必要な社内の幹部人材を育成又は確保する事業

(助成事業の対象事業者)

第6条 助成事業者は、次の共通要件の全て及び助成事業の事業類型に応じた個別要件の全てを満たす中小企業者とする。

(1) 共通要件

ア みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大

企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。)でないこと。

イ 島根県税の滞納がないこと。

ウ 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

エ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）でないこと。

オ 助成事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

カ 実施機関による支援体制が整っていること。この場合において、商工会による支援は、島根県商工会連合会による支援とみなす。

(2) 個別要件

① 体制整備型

ア 公募開始日から公募開始日の10年後までの間に事業承継を行う予定の者であること。

イ 事業承継推進員の確認を受けた事業承継計画を有すること。ただし、合併及び買収（以下「M&A」という。）を伴う事業承継の場合にあっては、当該M&Aに係る基本合意書若しくは最終契約の締結又は新設分割計画等の作成がなされていること。

② 経営革新型

ア 公募開始日の2年前から公募開始日の10年後までの間に事業承継を行った者又は行う予定の者であること。

イ 本事業応募の後に事業承継を行う予定の者にあっては、事業承継推進員の確認を受けた事業承継計画を有すること。ただし、M&Aを伴う事業承継の場合にあっては、当該M&Aに係る基本合意書若しくは最終契約の締結又は新設分割計画等の作成がなされていること。

(助成事業の対象経費等)

第7条 助成事業の事業区分ごとの助成対象経費、助成率、助成限度額及び助成期間は、別表1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は助成対象経費から除く。

(事業計画申請)

第8条 助成事業を実施しようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、事業計画申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、県が別に定める期日までに実施機関に提出しなければならない。

(申請書の取りまとめ)

第9条 実施機関は、前条による申請を受けたときは、事前調査票（様式第2号）を作成し、県が別に定める期日までに、申請書の写しとともに県へ送付する。ただし、当該実施機関が公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）であるときは、補助事業者を定めた上で送付するものとする。

2 前項の送付先は、浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡又は鹿足郡に住所又は主たる事業所若しくは工場を有する事業者に係る申請においては西部県民センター商工労政事務所とし、それ以外の事業者に係る申請においては商工労働部中小企業課とする。

(対象事業者の選定)

第 10 条 県は、前条第 1 項により実施機関から送付された申請書の写しを基に、別に定める審査委員会を開催し、予算の範囲内において助成事業者を選定する。

2 審査委員会は、助成事業の事業類型ごとに定める次の事項を総合的に勘案して審査を行うものとする。

(1) 体制整備型

① 現状分析の妥当性

ア 自社の経営状況、特徴、強みなど、現状を十分に把握しているか

イ 自社の体制上の課題を把握しており、取組の方向性は適切か

② 計画の適切性

ア 自社の状況から、実施する体制整備の具体的な内容は適切か

イ 取組内容が、事業者にとって実現可能なものとなっているか（実施体制・資金調達等）

ウ 事業費の内容が明確で、体制整備の取組に必要なものとなっているか

③ 経営の持続性

数値計画は妥当で、今後の経営継続が見込まれるか

(2) 経営革新型

① 現状分析の妥当性

ア 自社の経営状況、特徴、強みなど、現状を十分に把握しているか

イ 狙いとする市場や競争相手の特性を十分に把握しているか

② ターゲット・狙いの適切性

ア 新事業のターゲットや狙いが明確か

イ 新事業が、市場のニーズやトレンドに合致しており、将来性が見込まれるか

③ 競争力の有無

ア 新規性、革新性のある技術や手法を導入しているか

イ 競合する商品やサービス等に対して競争力があるか

④ 計画の適切性

ア 事業内容の熟度が高く具体的で、目標を達成するために適切なものとなっているか

イ 取組内容が、事業者にとって実現可能なものとなっているか（実施体制・資金調達等）

ウ 事業費の内容が明確で、新事業の実施に必要なものとなっているか

⑤ 経営者・後継者・後継予定者の姿勢

経営者・後継者・後継予定者は、新事業に前向きで、取組に対する熱意はあるか

3 県は、第 1 項の選定をする場合において、審査委員会の意見を受け、採択の条件を付し、又は申請金額より減額して採択することができるものとする。

(選定結果の通知)

第 11 条 県は、前条第 1 項の結果を、別に定める様式により、申請事業者及び関係実施機関に対して速やかに通知するものとする。

2 前項の実施機関が財団であるときは、第 9 条第 1 項ただし書で定めた補助事業者にも併せて通知するものとする。

(交付申請)

第 12 条 前条第 1 項の規定により採択の通知を受けた申請事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第 3 号）に関係書類を添えて、補助事業者

に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請事業者は、第10条第3項により付された採択の条件及び金額に対して不服があるときは、交付の申請をしないことができる。

(交付決定の通知)

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書(様式第4号)を申請事業者に送付するものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者は、要綱に基づき補助金交付申請書又は変更承認申請書及び関係書類を県に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第14条 申請事業者は、前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から10日以内に補助事業者に書面をもって申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

第15条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて補助事業者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうちいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (3) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遂行状況報告)

第16条 助成事業者は、9月30日現在における助成事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書(様式第6号)により10月31日までに補助事業者に報告しなければならない。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

- (1) 9月1日から10月31日までの間に事業が終了した者又は終了する予定の者
 - (2) 当該助成事業について、既に1回以上の実績報告をした者
- 2 補助事業者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく当該事業遂行状況報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、第18条の調査等に備えるものとする。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)を補助事業者に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 18 条 補助事業者は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第 15 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

(助成金の支払)

第 19 条 助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2. 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（様式第 8 号）を補助事業者に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 20 条 補助事業者は、第 15 条第 1 項の助成事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 助成事業者が、法令、本要領（本要領に基づき別に定める規定を含む。以下本条において同じ。）又は法令若しくは本要領に基づく補助事業者の指示等に違反した場合

(2) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

(3) 助成事業者が、助成事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 補助事業者は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

(助成事業の経理等)

第 21 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日又は助成事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 22 条 助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が 30 万円以上又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳（様式第 9 号）を整え、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、処分承認申請書（様式第 10 号）を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、前項の規定による処分承認申請書の提出があったときは、事前協議書（様式第 11 号）により、県に協議しなければならない。

- 4 県は、前項の事前協議があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分等の適否等を補助事業者に回答するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の通知に基づき、第2項の承認の適否を決定し、助成事業者に通知するものとする。
- 6 前項の通知により、処分等の承認があった場合において、当該取得財産等の処分等により収入があるときは、要綱により定める耐用年数を経過している場合を除き、補助事業者は、助成事業者にその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(効果報告)

第23条 助成事業者は、助成事業が完了した最終会計年度の終了後5年間又は事業承継により事業を引き継いだ年の属する会計年度のいずれか長い期間、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書(様式第12号)により補助事業者に報告するものとする。ただし、当該事業承継により事業を引き継いだ年の属する会計年度が、助成事業が完了した最終会計年度の終了後10年間を超えるときは、報告の期間を助成事業が完了した最終会計年度の終了後10年間とする。

(書類の提出)

第24条 補助事業者は、助成事業者との間で別表2に定める書類を受領又は通知したときは、速やかにその写しを県に提出するものとする。

(事務費)

- 第25条 県は、本事業の助成金交付に伴い必要な事務費(助成事業のフォローアップに要する経費を含む。)を、第13条第1項の規定により交付決定された助成事業1件につき50千円を限度として補助事業者に交付することができる。
- 2 島根県商工会連合会にあっては、前項の事務を各商工会において実施する場合は、県が交付する額を限度として、島根県商工会連合会から各商工会に交付することができるものとする。この場合において、各商工会における事務費の使途は要綱に規定する経費でなければならない。
 - 3 島根県商工会連合会は、前項の規定により各商工会へ事務費を交付する場合は、その使途の確認できる会計帳簿及び証拠書類の写しを取得するものとし、要綱の規定により5年間保存する収支の事実を明確にした証拠書類とともに保存しなければならない。

(普及広報費)

- 第26条 県は、補助事業者が行う本事業の普及のために必要な経費(以下「普及広報費」という。)について、予算の範囲内において交付することができる。
- 2 島根県商工会連合会にあっては、前項の普及活動を各商工会において実施する場合は、県が交付する額を限度として、島根県商工会連合会から各商工会に交付することができるものとする。この場合において、各商工会における普及広報費の使途は要綱に規定する経費でなければならない。
 - 3 島根県商工会連合会は、前項の規定により各商工会へ普及広報費を交付する場合は、その使途の確認できる会計帳簿及び証拠書類の写しを取得するものとし、要綱の規定により5年間保存する収支の事実を明確にした証拠書類とともに保存しなければならない。

(雑則)

第27条 この要領に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年9月16日から施行する。